

土海第1091号
平成31年1月25日

沖縄防衛局
局長 田中 利則 殿

沖縄県知事
玉城 康裕



普天間飛行場代替施設建設事業に関する埋立に用いる土砂（岩ズリ）
の有害物質の試験結果について

平成30年12月12日付け土海第917号、同年12月21日付け土海第955号及び平成31年1月11日付け土海第1021号（以下「土海第1021号文書」という。）において指摘したとおり、国土交通大臣が平成30年10月30日付け国水政第44号により行った普天間飛行場代替施設建設事業（以下「本件事業」という。）に係る公有水面埋立承認の取消処分についての執行停止決定は違法無効であり、貴局が本件事業に係る公有水面埋立工事を行う権限を喪失したまま、違法に工事を続行していることは許されず、さらに、性状の確認及び有害物質の有無の確認ができないままの土砂を投入することは許されるものではありません。

本県は、違法に投入された土砂による周辺環境への影響を確認するため、平成30年12月14日付け事務連絡（「普天間飛行場代替施設建設事業における埋立用材（岩ズリ）に使用される性状等について」）により貴局から提出された有害物質の試験結果について説明を求めてきたところ、土海第1021号文書の別紙の6においても、「貴局の提出した土壌汚染に関する環境基準の調査結果は、平成28年3月25日の試験結果であり、（中略）埋立土砂の有害物質の試験結果としては不十分と考えられる」と指摘したところであり、さらなる説明を貴局に対して求めたところです。

しかし、平成31年1月18日付け沖防調第168号により、貴局から示された有害物質の濃度計量証明書は、埋立土砂の投入を開始した平成30年12月14日に試料が採取され、試験結果の日付も平成31年1月7日とされていることから、貴局は埋立承認申請の際に行うとしていた購入時の岩ズリの有害物質検査を実施せずに土砂を投入したと判断せざるを得ません。

貴局は、公有水面埋立工事を行う権限を喪失したまま違法に工事を続行しているのみならず、有害物質の試験結果が判明する前に土砂を投入したことは、極めて不適切な行為であります。

ついては、埋立土砂の投入を即刻停止するとともに、投入した土砂の撤去及び周辺海域への環境影響の調査を行うよう、強く指導します。